

第2章 制度の概要

2.1. 工事の許可及び届出

盛土規制法では、規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の規制区域の区域）、規制対象となる行為（土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）、土石の堆積）の規模に応じて許可及び届出制度が設けられています。

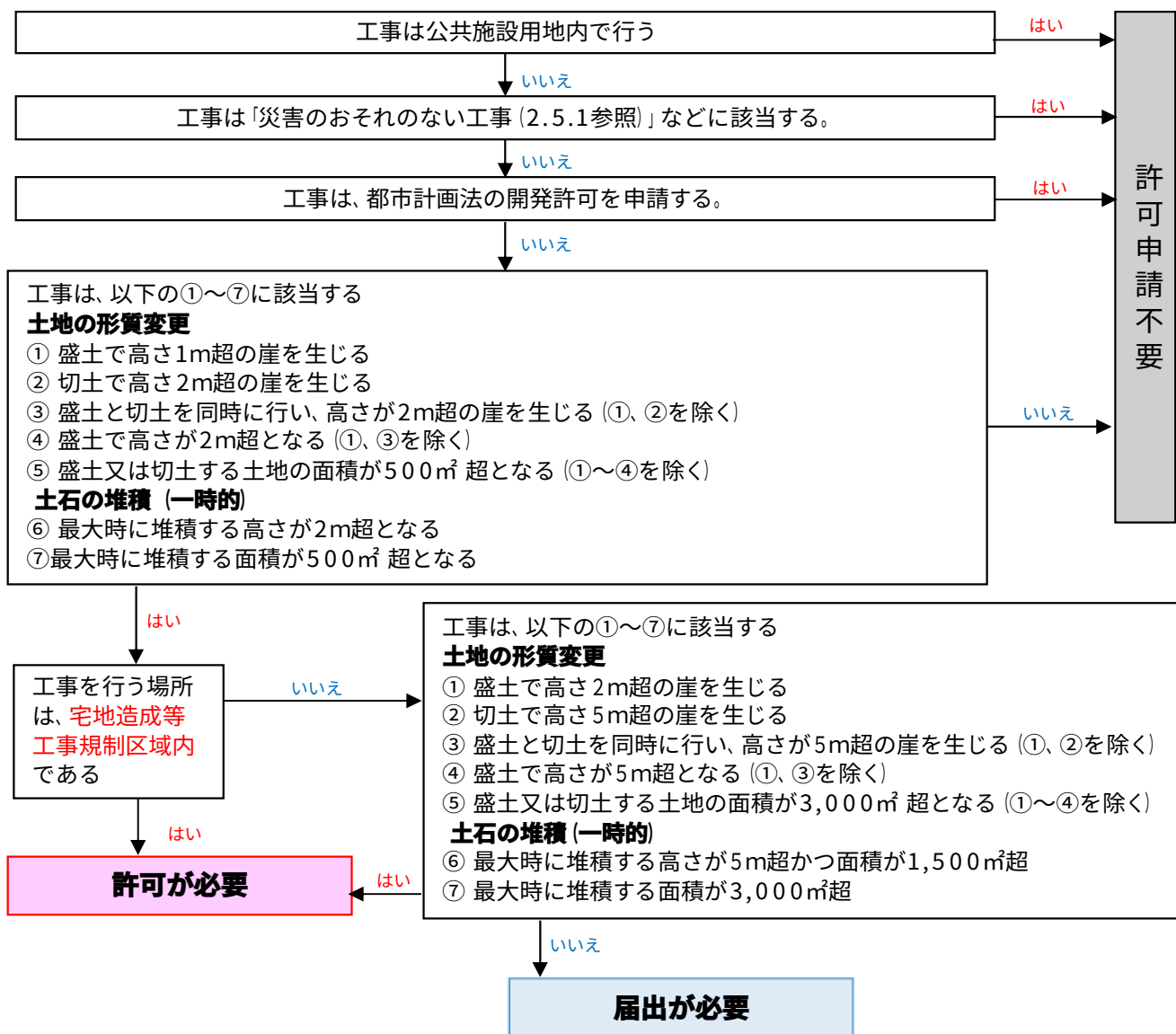
区域	行為	届出	許可
宅地造成等工事規制区域	土地の形質変更	—	①盛土で高さ1m超の崖を生じる ②切土で高さ2m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖を生じる（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特定盛土等規制区域	土地の形質変更	①盛土で高さ1m超の崖を生じる ②切土で高さ2m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖を生じる（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖を生じる ②切土で高さ5m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生じる（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

（参考）規制対象行為の区分



第2章 制度の概要

○許可・届出要否判定フロー



第2章 制度の概要

2.2. 許可を要する工事

【法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令で定めるものをいう。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等¹に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが高いものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【政令】

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

¹ 法第3章及び第4章において、「宅地造成」、「特定盛土等」及び「土石の堆積」のことをいう。(法第10条第1項)

第2章 制度の概要

解説

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内で、一定規模以上の盛土等を行う場合には、工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する盛土等の規模は次のとおりです。

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く)	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く)	
土石の堆積 (一時的)	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの	
	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの。	⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの。	

※都市計画法第29条の許可を受けたものは盛土規制法の許可を受けたものと見なされます。(第12省参照)

※複数の崖がある場合、一体の崖とみなす場合があります(第1章「1.2.2.崖」参照)

※⑦、⑦は、高さが30cmを超える部分の面積の合計です。

※高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。

第2章 制度の概要

2.3. 特定盛土等規制区域内の工事の届出

【法】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、次表に示す届出対象の規模に該当する工事は、その工事に着手する日の30日前までに、届出する必要があります。

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
土 (盛土・形切土変更)	-	①盛土で高さが1超～2m以下の崖を生ずるもの	
	-	②切土で高さが2m超～5m以下の崖を生ずるもの	
	-	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超～5m以下の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
	-	④盛土で高さが2m超～5m以下となるもの(①、③を除く)	
	-	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超え～3,000㎡以下となるもの(①～④を除く)	
土 (一時的堆積)	-	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの(高さ5m超かつ面積1,500㎡超となるものを除く)	
	-	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超～3,000㎡以下となるもの。	

※届出をした場合も、許可と同様に県ホームページで公表されるとともに、関係市町村長に通知されます。

※法第27条の届出制度は、特定盛土等規制区域のみの制度です。宅地造成等工事規制区域には届出制度はありません(法第21条の届出を除く)。

※都市計画法第29条第一項又は第二項の許可申請をしたものは、盛土規制法の届出をしたものとみなされます。(第12章参照)

※⑦は、高さが30cmを超える部分の面積の合計です。

第2章 制度の概要

2.4. 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域に跨がる場合の取扱い

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

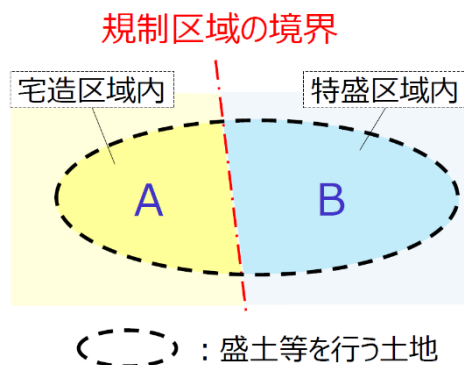
第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

解説

宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域ではそれぞれ、許可を要する規模が異なっているため、これらの規制区域の両方にまたがる場合の取扱いが問題となります。

県では、一体的に規制すべき盛土等が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 盛土等の工事のうち宅地造成等工事規制区域内の部分が宅地造成等工事規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法12条の許可に該当
- ② ①に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法30条の許可に該当
- ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合には、当該盛土全体について法27条の届出に該当



第2章 制度の概要

2.5. 許可又は届出が不要となる工事

2.5.1. 災害の発生のおそれがないと認められる工事

【法】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項(同法第八十七条において準用する場合を含む。)若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者(同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第二項第四号(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める事業は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しく

第2章 制度の概要

- は同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

解説

盛土規制法での許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事については、盛土規制法の規制対象とはなりません。

災害の発生のおそれがないと認められる工事については、政令等で次のとおり定められています。

第2章 制度の概要

1 他の法令等に基づくもの（対象条文は法令参照）

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

2 森林施業に必要な作業路網の整備

以下の森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

- ・ 森林作業道、集材路
- ・ 土場（必要最低限のもの）

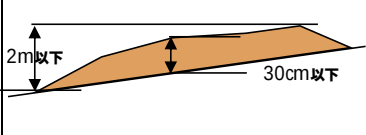
3 非常災害時の応急措置

以下の者が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構

4 一定規模以下の工事

次に示す一定規模以下の工事は許可不要です。

	盛土等の規模	イメージ図
（盛地土・形切質土変）更	高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下	
	土石の堆積の規模	
（土石の堆積）	300㎡以下	
	300㎡超～500㎡以下で高さ2m以下	
	面積500㎡を超え、堆積をする地盤面の標高の差が30cm以下	

※省令8条7号により許可不要としている森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事は、森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時における伐採・搬出指針に即して作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林業専用道（規格相当）及びこれらの指針に示された目的のために作設された必要最小限の土場等の整備が該当します。なお、林道は公共施設である道路に含まれるため、盛土規制法の規制対象外となります。

※「非常災害時の応急措置」とは、許可や協議の手続きを採る暇がない場合を想定しているもので、応急措置の実施後に抜本的な災害防止措置を講ずる必要がある場合は、通常の許可申請または協議の手続きを行って頂く必要があります。

※一定規模以下の工事については、特定盛土等規制区域内の届出（法第27条）も不要です。

第2章 制度の概要

5 工事の施行に付随して行う土石の堆積

以下に示すとおり、工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きをいう。

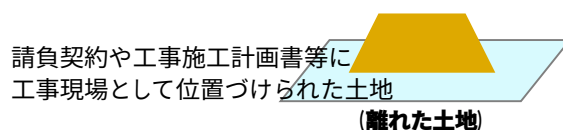
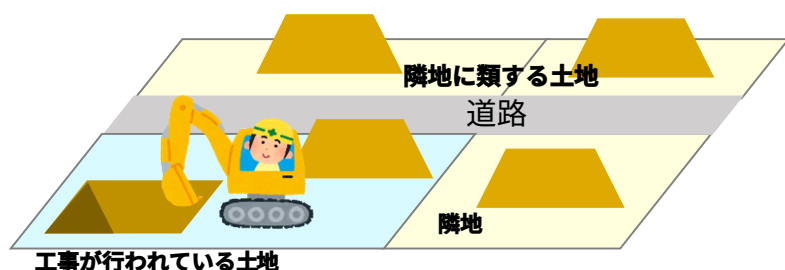
①土石の性質（いずれにも該当）

- ・工事に使用する土石や当該工事から発生した土石であること
- ・当該土石は、本体工事の主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものであること

②堆積する場所（いずれかに該当）

- ・工事が行われている土地（請負契約や工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地（離れた土地を含む。））
- ・工事が行われている土地の隣地、隣地に類する土地

イメージ図



※工事現場やその付近で、当該工事にしようする土石や当該工事で発生した土石を一時的に仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理がされていることから、盛土規制法の許可の適用除外とされています。

※「隣地に類する土地」とは、工事の現場付近で、本体工事に係る主任技術者が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し、到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地（道路を挟んだ向かいの土地など）

③堆積期間

- ・原則として本体工事の着工から完了までの期間

《計画において配慮すべきポイント》

- ・工事に付随する土石の堆積で許可不要となる場合、許可不要の条件に合致していることが確認できるよう、本体工事の期間、土石の堆積期間、管理体制、搬出予定先等を記した看板を掲示することが望ましい。

第2章 制度の概要

6 土地の形質を維持するための行為

- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・ 通常の営農行為の範疇にある耕起等

耕起、代かき、整地、畝立て、けい畔の新設・補修・除去、暗きょ排水の新設・改修、樹園地における樹木の改植等のほか、土地の形質の変更を伴う「表土の補充」「盛土・切土を伴うほ場の大区画化、均平」「盛土・切土を伴う荒廃農地の整備」についても、次の①～③に該当する場合には、通常の営農行為として取扱い、許可不要とする

※詳しくは農業委員会に確認のこと。

①規制区区域ごとにそれぞれ、次に該当しない。

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)
イメージ図				

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

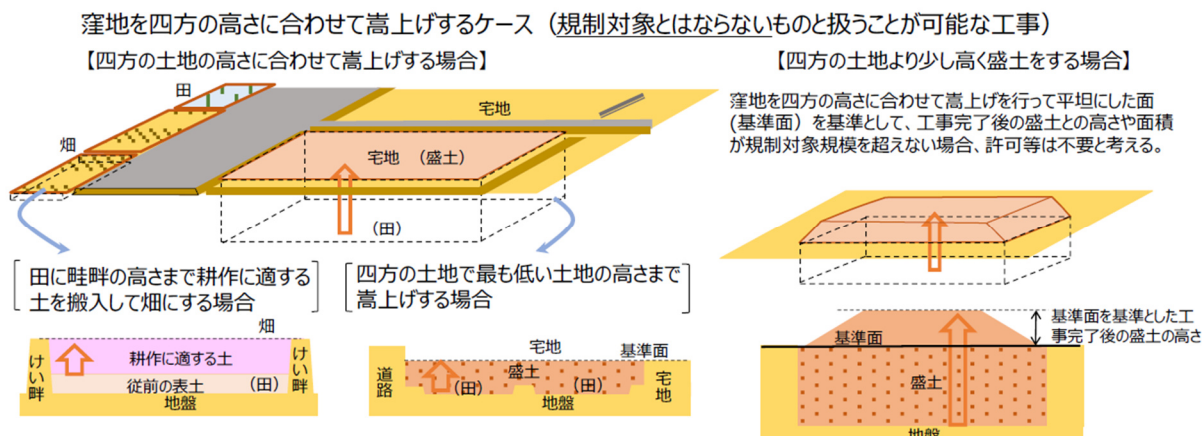
- ②直接作物を栽培する部分については、耕作可能な土質による
- ③嵩上げ盛土の高さと表土の補充の高さを一体とした高さが1 mを超えないこと。

7 その他、土地の形質変更に該当しない行為の例

土地の形質変更に該当しない行為は、現状回復する掘削工事等であるため、「土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）」には該当しないため、許可不要となるものです。

- ・ 建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻し
(いわゆる「根切り工事」等の建築物の建築面積に相当する部分「建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻し」については、あくまで根切り工事等に該当するもので、敷地の造成は「宅地造成」にあたり、許可が必要となるものです。
- ・ 地中埋設物撤去のための床堀及び埋戻し
- ・ 文化財調査のための掘削及び埋戻し
- ・ 自然災害により被災した土地を現状回復するもの
(規則第8条の非常災害のための応急措置でないもの)
- ・ 窪地を埋立てる行為

※掘削した土砂を工事現場付近に堆積する場合には、規則第8条第10号ハに該当する場合、許可不要となります。



2.5.2. 規制対象とならない土石の堆積

次に掲げるものについては、盛土規制法の規制対象外となります。

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となります。

